

日本学生支援機構 適格認定説明会 貸与奨学金

日本学生支援機構貸与奨学金の適格認定説明会を始めます。

日本学生支援機構の貸与奨学金に関するよくある質問

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けることが出来ますか？

A. 毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために

「**奨学金継続願**」の提出が必要です。

その後、在学する学校が奨学金継続の可否を判断する「**適格認定**」を行います。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=**廃止**)と言います。)こともあります。

説明を始める前に、日本学生支援機構に寄せられるよくある質問を紹介します。

「奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けられますか？」という質問です。

答えにあるとおり、毎年1回、引き続き、奨学金を継続したいのかどうかを確認するために奨学金継続願の提出が必要となります。

提出しないと奨学金が打ち切りとなりますので、奨学金継続願の手続きの重要性を理解しておいてください。

提出後、学校で貸与奨学生としてふさわしいか等、奨学金継続の可否を判断します。これを適格認定と言います。

皆さんの学業成績等の状況によっては、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が終了することもありますので、

奨学生としての自覚と責任をもって、今年度の残りの授業や試験に取り組んでください。

「奨学金継続願」の提出、適格認定とは？

「奨学金継続願」の提出

- 🔔 毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提示
- 🔔 1年間の学業成績等を振り返り、奨学生としての責務を再確認
- 🔔 自身の経済状況に照らして奨学金の必要性や適正な貸与月額を再確認

適格認定

- 🔔 学校が、提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断すること
- 🔔 「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らない

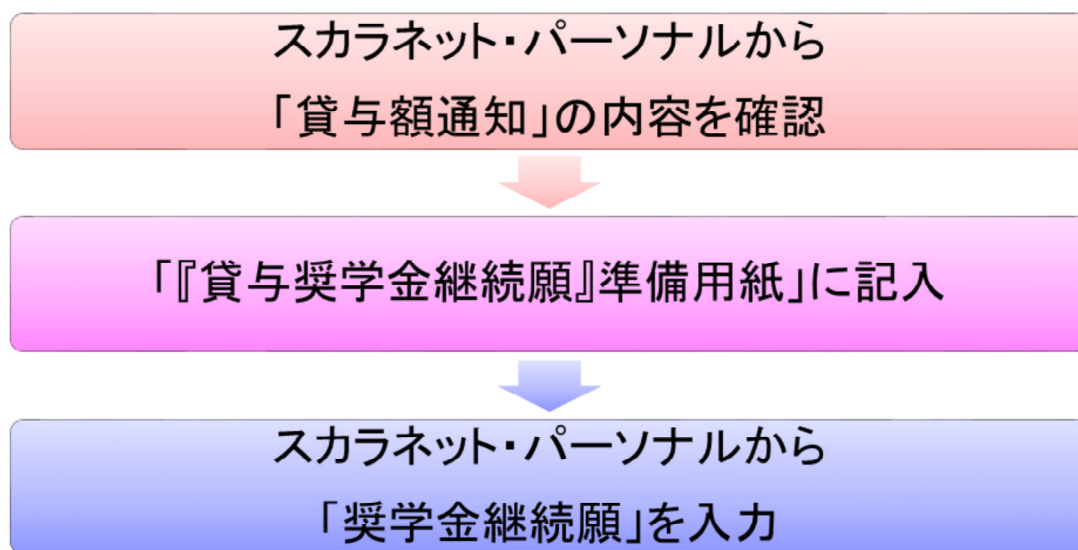
奨学金継続願の提出、適格認定とは何かを少し詳しく説明します。

奨学金継続願の提出とは、

- ・毎年1回、来年度の奨学金の継続を希望するかしないかを機構に提出することです。希望しない人も提出が必要です。
- ・過去1年間の学業成績等を振り返って、奨学生としての自覚を再認識する機会です。
- ・また、自身の経済状況や将来の返還を考慮しながら、奨学金の必要性や適正な貸与月額を判断する重要な機会です。

適格認定とは、

- ・皆さんが提出した「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否等を判断することです。
- ・(従って、)「奨学金継続願」を提出したからといって、必ずしも継続して貸与される訳ではありません。

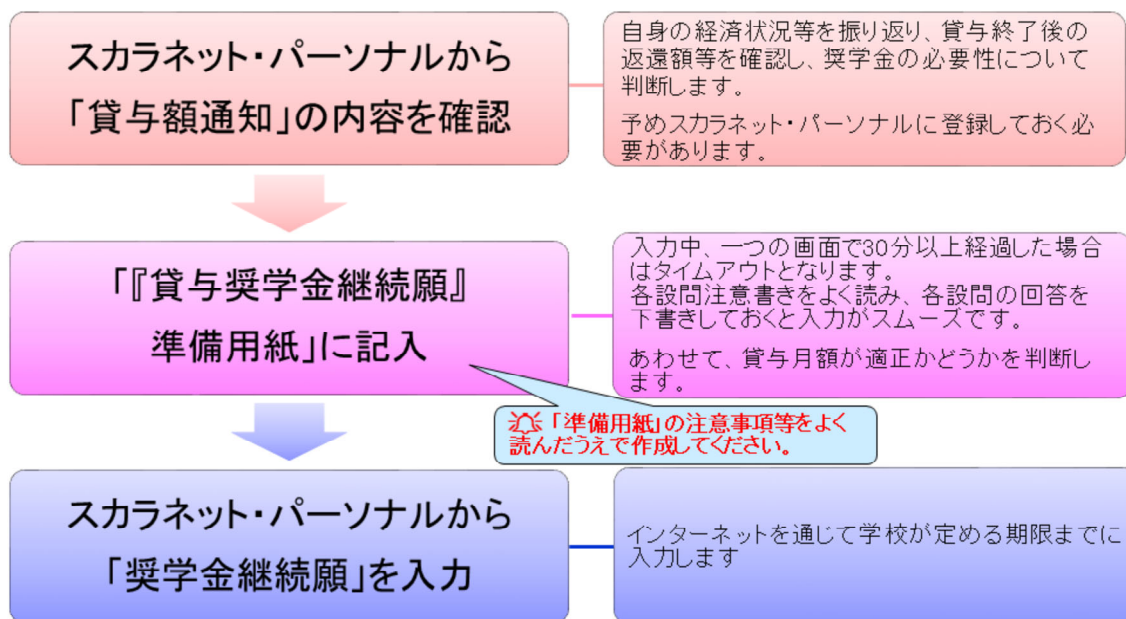


それでは、奨学金継続願提出にあたって、流れとポイントをお話します。

流れは大きく3つあります。

- ①スカラネットパーソナルにログインし、「貸与額通知」の内容をしっかりと確認します。
- ②次に、「『貸与奨学金継続願』準備用紙」に予め記入しておきます。
- ③準備用紙をもとに「スカラネット・パーソナル」から入力します。

「奨学金継続願」の提出の流れとポイント



それぞれの流れの主なポイントです。

① スカラネット・パーソナルから「貸与額通知」の内容を確認したら、これまでの経済状況等を振り返りつつ、将来の返還を見据え、奨学金の必要性について判断してください。

②『貸与奨学金継続願』準備用紙』にある設問に対して、事前に下書きしておく、間違いも少なくスムーズに入力できます。

入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなります。注意事項等をよく読んだうえで「準備用紙」を作成するようにしてください。

③スカラネット・パーソナルから学校が定める期限までに「奨学金継続願」を入力します。

「貸与額通知」の確認及び奨学金継続願の提出にあたっては、スカラネット・パーソナルに事前に登録しておく必要があります。

まだ登録が済んでいない場合は、早目に登録を済ませておいてください。

期限までに「奨学金継続願」を提出しないと…



「廃止」となり奨学生の資格を失う



4月以降の奨学金は振込まれない

手続き上の大きな留意点として2点、説明します。

①(1点目)期限までに奨学金継続願の提出がないと、「廃止」となり奨学生の資格を失います。4月以降の奨学金は振込まれなくなりますので、期限を厳守してください。

奨学金の継続を希望しない場合は…

「奨学金継続願」を入力する際に

- ◎ 奨学金の継続を希望しませんを選択する

4月以降の奨学金は**辞退**となる

⚠ 学校が定める期間以降に「辞退」を取り消すことはできません。辞退しても学生生活に影響が出ないか、よく考えてから選択してください。

②(2点目)奨学金の継続を希望しない場合は、奨学金振込みの継続の確認画面で「奨学金の継続を希望しません」を選択します。3月まで貸与され、4月以降の奨学金は辞退となり、振り込まれなくなります。

適格認定の3つの要素

① 人物

- ・ 生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

② 学業

- ・ 修業年限で確実に卒業(修了)できる見込みがあること。

③ 経済状況

- ・ 修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

(さて)奨学金継続願が提出された後、学校は適格認定を実施します。
その適格認定について、もう少しだけ詳しく触れます。

適格認定には人物・学業・経済状況の3つの要素があります。
これらの要素に基づき奨学金貸与の継続の可否等を判断することになります。

適格認定の4つの認定区分

① 廃止

・ 貸与奨学生の資格を失わせる。

② 停止

・ 1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止する。

③ 警告

・ 貸与奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

④ 継続

・ 貸与奨学金の交付を継続する。

適格認定には4つの認定区分が設けられており、区分の内容に応じて、奨学金交付の取扱いや指導等が実施されることとなります。

「『貸与奨学金継続願』準備用紙」に詳しく記載していますので、確認しておいてください。

停止や廃止になると4月以降の奨学金が振り込まれなくなります。

次年度以降も3つの要素に基づき判断されることとなりますので、奨学生としての自覚と責任をもって勉学や学校生活に励んでください。

必要な手続き

- ①「貸与奨学金返還確認票」の確認
- ②口座振替(リレー口座)の加入手続き
- ③(辞退・廃止等後に在学している場合)「在学猶予願」を提出

返還開始時期

貸与終了または在学猶予期間終了の翌月から数えて7カ月目の27日が初回返還日
(例:3月に在学猶予期間終了の場合、同年10月27日から返還開始)

「在学猶予願」の
提出がないと…



在学中でも
返還開始

次に辞退・廃止等となった場合についてご説明します。

まず必要な手続きについてです。

- ①辞退・廃止等後は学校から「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、借入金額や届出内容に間違いがないか確認してください。
- ②奨学金の返還は口座振替により行いますので、「スカラネット・パーソナル」または「口座振替(リレー口座)加入申込書」で加入手続きをしてください。
- ③辞退・廃止等後に引き続き在学している方は、「スカラネット・パーソナル」から「在学猶予願」を提出してください。

次に返還開始時期についてです。


返還は、貸与終了または在学猶予期間終了の翌月から数えて7か月目から始まります。振替日は毎月27日です。


例えば、3月に在学猶予期間終了となった場合、同じ年の10月27日が初回返還日となります。

なお、辞退・廃止等後に在学しているにもかかわらず在学猶予を申請しなかった場合は、在学中であっても返還が始まってしまいますので、忘れずに「在学猶予願」を提出するようにしてください。

卒業後、返還が難しい場合は…

返還困難な場合の 救済制度

 **減額返還**: 返還月額を3分の2、2分の1、3分の1または4分の1に減額できる制度。適用期間の上限は通算15年

 **返還期限猶予**: 一定期間返還を先送りできる制度。適用期間の上限は通算10年

スカラネット・パーソナルから申請可能です



返還等に係る手続きなどでわからないことがあれば、
機構ホームページまたは**奨学金相談センター**へ
(<https://www.jasso.go.jp/>) (0570-666-301)

次に返還開始後の救済制度についてご説明します。

経済困難などの事情で返還が難しい場合は、返還開始前にこれから紹介する2つの制度の利用を検討してください。

1つ目は減額返還です。これは返還月額を当初の3分の2、2分の1、3分の1または4分の1に減額できる制度で、通算15年間まで申請できます。

2つ目は返還期限猶予です。これは返還を一定期間先送りできる制度で、通算10年間まで申請できます。

これらは、願い出る理由に応じた証明書を提出し、機構の審査を受けたうえで、承認される必要があります。

ただし、返還開始からおおむね9カ月以内の申請に限り証明書の提出が不要です。

卒業後、返還が難しい場合は、早めに手続きを行うようにしてください。

その際、スカラネット・パーソナルをご利用いただくと、減額返還・返還期限猶予とも書面申請よりも早く、Webサイト上で審査結果が確認できます。

最新情報は、機構のホームページを確認してください。

延滞を放置した場合

機関保証の場合

人的保証の場合

①督促

②個人情報情報機関への登録

(返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合)

③債権回収会社等による督促

④一括返還請求(期限の利益の喪失)

⑤代位弁済

⑦法的手続

⑥保証機関からの請求・督促

⑦法的手続

※過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合や、代位弁済された場合等は、奨学金を利用できません。

次に、延滞を放置した場合にどうなるのかについてご説明します。

①～④については機関保証と人的保証共通の措置となります。

①まず、皆さんへ文書や電話で督促を行います。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人にも督促を行います。

②返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合は、皆さんの個人情報と延滞情報が個人情報情報機関に登録される対象になります。延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、自動車ローンや住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。

③延滞が続く場合は債権回収会社等による督促を行い、自宅を訪問する場合があります。さらに延滞が長期にわたった場合は、④返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額を一括で返還するよう請求します。

⑤返還に応じない場合、機関保証については、保証機関が皆さんに代わって奨学金の返還残額を機構に支払います。これを代位弁済と言い、代位弁済されると、⑥今度は保証機関が皆さんに対して、残額を一括で返還するよう請求します。

⑦それでもなお返還に応じない場合、人的保証については機構、機関保証については保証機関が裁判所を通じて法的手続をとり、皆さんの財産や給与を差し押さえる可能性があります。

なお、機関保証制度を選んでいる皆さんの中には「保証料を払っているから返還しなくても大丈夫」と思っている方がいるかもしれませんが、今ご説明したとおり、機関保証についても、返還に応じない場合は代位弁済後に法的手続がとられる可能性がありますので、そのような誤った考えは持たないようにしてください。

また過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合や、代位弁済をされた場合等は、新たに貸与奨学金を利用することはできませんので、注意してください。

説明は以上となります。